

山口県立総合医療センター新病院開院支援業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、山口県立総合医療センター新病院開院支援業務を委託するに当たり、最も適した候補者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

1 公表日

令和7年4月4日

2 発注者等

(1) 発注者

地方独立行政法人山口県立病院機構

(2) 事務局

本部事務局新病院整備室

所在地：〒747-8511 山口県防府市大字大崎 10077 番地

電話番号：0835-28-7936

メールアドレス：shinbyouin@ymghp.jp

3 概要

(1) 件名

山口県立総合医療センター新病院開院支援業務

(2) 場所

防府市大字大崎 10077 番地

(3) 目的

山口県立総合医療センターが実施する新病院の建設に関し、高度な能力や豊かな経験を有する医療コンサルタントから、主として設計の段階で必要となる新病院の運営方法（ソフト面）の構築等に係る支援を受けることにより、円滑な開院と開院後の安定した病院運営及び健全な経営の実現を図ることを目的とする。

(4) 内容

山口県立総合医療センター新病院開院支援業務仕様書（案）のとおり

(5) 期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

(6) 事業費上限額

135,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 支払条件等

各会計年度における業務委託料の支払予定額の割合は次のとおりとする。ただし、予算の都合等により変更の必要が生じた場合は、受注者と協議の上、変更することがある。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
支払予定額	30%程度	40%程度	30%程度	100%

4 手続きのスケジュール（予定）

項目	日程・期日等
公表日	令和7年4月4日（金）
質問提出期限	令和7年4月15日（火）16時
質問回答	令和7年4月18日（金）
参加表明書等の提出期限	令和7年4月24日（木）16時
参加資格結果通知	令和7年5月1日（木）
企画提案書等の提出期限	令和7年5月19日（月）16時
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年5月26日（月）
審査結果通知	令和7年5月29日（木）

※現場説明会は行わない。建設予定地や現病院等の見学を希望する場合は、2（2）事務局へ事前に連絡すること。

5 応募等に関する制限

- (1) 「山口県立総合医療センター施設整備設計業務」の受託者（協力会社を含む。）及びこれらと資本関係もしくは人的関係にある者は、本プロポーザルに参加することはできない。
- (2) 本業務の受託者（協力会社を含む。）及びこれらと資本関係または人的関係にある者は、別途、公募型プロポーザルを行っている「山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務」を受注することはできない。

[資本関係または人的に関係のある者]

ア 資本関係とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社

と子会社の関係にある場合または親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

イ 人的関係とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表者を有する役員を兼ねていることをいう。

6 参加資格

(1) 提案参加者の資格

単独であって、次の各要件をすべて満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者ではないこと。
- ② 企画提案書等の提出期限までに、山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 4 年山口県告示第 179 号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「99 その他」のうち、「11 監査・コンサルティング」または「18 計画策定・計画策定支援」について業務の委託の特 A 又は A の等級に格付けされている者であること。
- ③ この手続の開始の日から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- ④ 本業務の同種業務（※ 1）を元請として受注し、かつ、契約履行が完了した実績を有する者であること

※ 1 契約履行の完了が平成 27 年 4 月 1 日以降で許可病床数が 400 床以上の病院の新築に係る次のいずれかの業務項目（※ 2）を含む支援業務をいう。

なお、許可病床数は、設計開始時点における建替え前の病院の数値とし、統合の場合は合算する。

ア 運営計画の策定

イ 医療機器等整備支援

ウ 医療情報システム等整備計画の策定

※ 2 詳細の項目の名称に関わらず、仕様書（案）「5 内容（2）、（3）、（4）」に記載する内容と同様と解されるものであれば可とする。

(2) 配置予定責任者等

配置する統括責任者（※1）及び主任担当者（※2）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、提出資料に記載した配置予定責任者等の変更は、原則認めない。

① 統括責任者

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、統括責任者として契約履行が完了した実務経験を有すること。
- ・ 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有すること。
- ・ 主任担当者を兼ねることができないこと。
- ・ 提案参加者の組織に所属している者であること。

② 主任担当者（各業務項目については、様式5を参照）

- ・ 6（1）に記載する同種業務に関して、配置予定の業務項目を含む業務の統括責任者または配置予定の業務項目の主任担当者として契約履行が完了した実務経験を有すること。なお、各業務項目の実務経験について、仕様書（案）「5 内容」に記載する内容と同様と解されるものについては、詳細の項目の名称に関わらず、実績とする。
- ・ 複数の業務項目の主任担当者を兼ねることは妨げない。ただし、運営計画の策定、医療機器等整備支援、医療情報システム等整備計画の策定の主任担当者は別でなければならない。
- ・ 提案参加者の組織に所属している者であること。

※1「統括責任者」とは、業務の管理及び統括等を行う者をいう。

※2「主任担当者」とは、統括責任者の下で各業務項目の担当者の総括等を行う者をいう。

7 質問書の提出

実施要領等に関する質問があるときは、次のとおりとする。

(1) 期 限

令和7年4月15日（火）16時

(2) 方 法

2（2）に記載する事務局あてに、質問書〔様式1〕をメールで提出すること

とし、件名は「【参加者名】山口県立総合医療センター新病院開院支援業務公募型プロポーザルに係る質問」とすること。

(3) 回答方法

令和7年4月18日（金）までに、山口県立病院機構のホームページに公開する。

8 参加表明手続き

(1) 提出物

- ① 参加表明書 [様式2]
- ② 提案参加者（会社）概要 [様式3]
- ③ 提案参加者（会社）の同種業務実績調書 [様式4]
- ④ 配置予定責任者等一覧 [様式5]
- ⑤ 配置予定責任者等調書（統括責任者） [様式6]
- ⑥ 配置予定責任者等調書（主任担当者） [様式7]
- ⑦ 山口県の競争入札参加資格審査の申請中である場合は、申請資料の写し

(2) 期 限

令和7年4月24日（木）16時 必着

(3) 方 法

2（2）に記載する事務局あてに、持参または郵送すること（郵送の場合は事前に電話で連絡すること）。

(4) 結果の通知

参加資格の有無等について、令和7年5月1日（木）までに、メールで通知する。

(5) その他

参加資格を満たす者が5者を超えた場合には、提案参加者（会社）や配置予定責任者等の実績を評価し、5者程度を企画提案書の提出者として選定する場合がある。

(6) 辞 退

参加表明書を提出した後に、企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届 [様式8] をメールにより提出すること。

9 企画提案書等の提出

企画提案への参加に係る通知を受けた者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出物

- ① 企画提案書等提出届 [様式 9]
- ② 企画提案書 [様式 10]
- ③ 見積書 [参考様式]

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

評価テーマに対する提案内容を指定の様式 [様式 10] を参考に具体的に記載すること。なお、記載に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・評価テーマに対する提案は、テーマ毎に 1 枚の用紙 (A 4 縦 (余白は上下左右ともに 10mm 以上とする。)) に収め、文章での表現を原則とし、基本的な考え方や具体的な方法等を簡潔に記述すること。なお、文書を補完するためのイラストやイメージ図等の使用は認める。
- ・文字サイズは、10.5 ポイント以上とすること (図中等は除く)。
- ・提案者が特定できる内容 (会社のロゴマーク等) は記載しないこと。
- ・各用紙の右上に評価テーマ毎に次のとおり様式番号を記載すること。

□評価テーマ [様式番号]

- ア 業務遂行・進捗管理の体制や業務実施スケジュール [様式 10-1]
- イ 運営計画の策定の実施方法 [様式 10-2]
- ウ 医療情報システム等整備計画の策定の実施方法 [様式 10-3]
- エ 新病院の機能的な運営や健全な経営に向けた課題やその対応 [様式 10-4]
- オ 新病院開院支援業務に関する自由提案 [様式 10-5]

(3) 見積書の作成に係る留意事項

当業務を行うための見積書を提出すること。なお、記載に当たっては、仕様書 (案) の「5 内容」の項目毎に見積額や人役数が判別できるようにすること。

(4) 期 限

令和 7 年 5 月 19 日 (月) 16 時 必着

(5) 方 法

提出物を 5 部、2 (2) に記載する事務局あてに、持参または郵送すること (郵送の場合は事前に電話で連絡すること)。

10 審 査

企画提案書等の審査は、発注者が組織する「山口県立総合医療センター新病院開院支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）において行う。

（１）第一次審査

事務局が参加表明の際の提出物に基づき、「山口県立総合医療センター新病院開院支援業務審査評価基準」（以下、「評価基準」という。）に従い採点し、その結果を委員会が審査する。

（２）第二次審査

提案参加者は、委員会の委員に企画提案等の理解をより深めてもらえるようプレゼンテーションを行い、委員からのヒアリングを受ける。

委員会は、企画提案書等に対し、評価基準に基づき審査し、最も優れた者（受託候補者）を選定する。

なお、第二次審査は次のとおり実施する予定としており、詳細については、別途通知する。

① 実施日

令和 7 年 5 月 26 日（月）

② 場 所

山口県立総合医療センター

③ 方法等

- ・ブラインド審査とする。
- ・当機構の職員は傍聴可能とする。

④ 結果の通知

令和 7 年 5 月 29 日（木）ごろ、提案参加者に郵送する。

⑤ 結果の公表

山口県立病院機構のホームページに、各提案参加者の総合評価点及び受託候補者の名称を公表する。

11 失 格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- （１）委員に直接、間接問わず当業務に関する連絡を求めた場合
- （２）委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めた

場合

- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 参加資格を有していない場合

12 随意契約に係る見積書の徴取

- (1) 受託候補者は、提出した企画提案書及び見積書をもとに、改めて見積書を提出し、随意契約の締結のための協議を発注者を行うこと。
- (2) 見積の金額は、原則、企画提案時の範囲内とする。なお、契約締結までに、受託候補者が失格に該当することが認められる等、協議が整わない場合においては、次点者と協議を進める。

13 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び円とする。
- (2) 手続きにおいての窓口は、2（2）に記載する事務局とする。
- (3) 無効となる参加表明書及び企画提案書等
 - ① 提出方法、提出先または提出期限に適合しないもの
 - ② 実施要領に示した様式や留意事項に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑦ 見積額が3（6）に記載した額を超えるもの
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出並びに審査の参加に係る費用はすべて提案参加者の負担とする。
- (5) 提出物は、返還しない。なお、提出物を、受託候補者等の選定以外に提案参加者に無断で使用しない。
- (6) 提出物の修正、再提出はできない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 提出物に記載した配置予定責任者等は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、発注者が、不適切と判断した場合は、受注者と協議の上、変更を求める場合がある。

- (8) 企画提案書の内容は、契約に係る協議を経て、仕様書の一部として扱う。
- (9) 正常な執行が見込めない等の行為をした者または当該行為をする恐れがあると認められる者は、参加を認めないことがある。
- (10) 提案参加者は、受注者決定後において、実施要領、仕様書等の内容について、不明または錯誤等を理由に意義を申し立てることはできない。